

案件名： 清瀬市障害福祉計画（素案）に対する意見

平成24年1月5日（木）から平成24年1月24日（火）までの間、清瀬市障害福祉計画（素案）に対する意見募集を行った結果、2人の方から4件の意見が提出されました。しかし、うち2件は、パブリックコメントとしての意見ではないので、2件をパブリックコメントとしては扱いません。

受付期間：平成24年1月5日（木）から平成24年1月24日（火）

健康福祉部地域福祉課計画調整係

No.	受付日	受付方法	意見等の概要	回答
1	1月6日	メール	①同行援護について 「全国どこでも」の観点からいえば、地域による格差を是正する必要があります。利用時間、利用料金の負担、サービス提供者の質と量の確保、サービス事業者の選択、等。特に利用時間に関しては余裕を持って、少し多めに査定する必要があります。	同行援護については平成23年10月からあらたにはじまった事業であるため、サービスの内容や提供体制は今後充実が図られていくものと考えております。利用者及び利用時間に際しては、従前利用されていた移動支援事業における利用実績を踏まえ、新たなサービスによって利用の幅が広がることを見込んで算定しています。
2		メール	②情報の提供について 必要な情報は多岐多様ですが、日常生活に密着した日々の情報を必要としています。また、変化の激しい情報機器(パソコン音声再生機)、駅の自販機、銀行の音声機器等、新しいシステムの使用説明会が必要です。	情報や意思疎通に関する支援用具は日常生活用具給付等事業として実施していますが、最新機器でも対象となるよう、必要に応じて品目の見直しを図ってまいります。